

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成
20年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正す
る。

第3条を次のように改める。

第3条 条例第18条に規定する通知は、次に掲げる事項を記載した後期高齢
者医療保険料額決定通知書又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書によ
り行うものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 後期高齢者医療保険料

(5) 後期高齢者医療保険料

(6) 保険料算定の基礎

(7) その他通知に必要な事項

2 条例第18条に規定する通知のうち、特別徴収の仮徴収額に関する通知は、次に掲げる事項を記載した後期高齢者医療仮徴収額決定通知書又は後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書により行うものとする。

(1) 被保険者氏名

(2) 被保険者番号

(3) 決定年月日

(4) 決定理由

(5) 仮徴収額

(6) その他通知に必要な事項

第4条中「様式第6号」を「様式第2号」に改める。

第6条第2項中「様式第7号」を「様式第3号」に、「様式第8号」を「様式第4号」改める。

第7条中「様式第9号」を「様式第5号」に改める。

第8条第2項中「様式第10号」を「様式第6号」に改める。

第9条中「様式第11号」を「様式第7号」に改める。

第11条第2項中「様式第12号」を「様式第8号」に、「様式第13号」を「様式第9号」に改める。

第12条中「様式第14号」を「様式第10号」に改める。

第13条第2項中「様式第15号」を「様式第11号」に改める。

第14条中「様式第16号」を「様式第12号」に改める。

様式第2号から様式第5号までを削り、様式第6号を様式第2号と

し、様式第 7 号から様式第 1 0 号までを 4 様式ずつ繰り上げ、様式第 1 1 号を様式第 7 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第 8 号

様式第 8 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

以下の表では、「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

氏 名					年 度 区 分		
決定年月日					被保険者番号		
①減免前保険料額	円	②決定減免額	円	③減免後保険料額 (①-②)	円		
	医療分		円		医療分	円	
	子ども分		円		子ども分	円	
減免相当月	年 月 から 年 月						
減 免 理 由							

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第9号

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としたので通知します。

氏 名		年度区分	
決定年月日		被保険者番号	
減 免 却 下 理 由			

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第 1 2 号及び様式第 1 3 号を削り、様式第 1 4 号を様式第 1 0 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 1 号

様式第 11 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

以下の表では、「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

氏 名				年度区分	
決定年月日				被保険者番号	
①減免前保険料額	円	②決定減免額	円	③減免後保険料額 (①-②)	円
医療分	円	医療分	円	医療分	円
子ども分	円	子ども分	円	子ども分	円
減免相当月	年 月 から 年 月				
減 免 取 消 理 由					

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第 1 5 号を削り、様式第 1 6 号を様式第 1 2 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第 8 号及び様式第 1 1 号については、令和 8 年度以降の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。